

藤岡市内で住所を移された方へ【転居】

どの手続きの際にも「**本人確認書類**」を必ず持参するようお願いいたします。
また、ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

【開庁時間】 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

- ・藤岡市役所 本庁 0274-22-1211（代） 〒375-8601 藤岡市中栗須327番地
- ・鬼石総合支所 0274-52-3111（代） 〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

【夜間窓口】※お受けできない手続きがございます。ご利用する場合、事前に担当課へご確認ください。

- ・藤岡市役所 本庁舎1階（市民課／保険年金課／納税相談課／税務課）
- 毎週水曜日 午後5時15分～午後8時（祝日を除く）

※通知カードは、番号法施行令の一部改正により氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能となります。（令和2年5月25日以降変更手続きは行えません。）

対 象 者	担 当 課	『手続き名』 ◎手続きに必要なもの
マイナンバーカード または 住基カード をお持ちの方	本庁舎 1階 （③・④番窓口） 市民課 市民窓口係 直通40-2256	☆『住所変更届』 ◎マイナンバーカードまたは住基カード ◎マイナンバーカードまたは住基カードの暗証番号 ※写真付きでない住基カードの方は、手続き不要です。
署名用電子証明書 が必要な方		☆『署名用電子証明書再発行』 署名用電子証明書は転居日で自動的に失効となるため、 再度電子証明書を発行する場合は改めて手続きが必要です。 ◎マイナンバーカード ◎マイナンバーカードの暗証番号 ◎署名用電子証明書暗証番号
外国人 の方		☆『在留カード・特別永住者証明書の住所変更』 ◎在留カード・特別永住者証明書
印鑑登録 されている方		『手続きは不要です』 ※転居手続きと同時に住所変更がされておりますので、 改めての手続きは必要ありません。 ※転居後、印鑑証明書が必要な方は、窓口へ印鑑登録証を ご持参ください。
登録型本人通知制度 に登録されている方		☆『本人通知制度事前登録変更届』 ◎本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書 ◎本人確認書類
国民健康保険 に加入されている方	本庁舎 1階 （⑥番窓口） 保険年金課 国保係 直通40-2822	☆『資格確認書等の返却・差替え』 ◎国民健康保険証または資格確認書 ◎マイナンバーカード（または※通知カードと顔写真付身分証明書）
75歳以上 （一定以上障害の ある65歳以上） の方	本庁舎 1階 （⑤番窓口） 保険年金課 医療年金係 直通40-2259	☆『後期高齢者医療資格変更届』 ◎後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 ◎マイナンバーカード（または※通知カードと顔写真付身分証明書）
国民・厚生年金 を受給されている方		☆『年金受給権者住所変更・居所登録届』 ◎基礎年金番号のわかるもの ◎マイナンバーカード（または※通知カードと顔写真付身分証明書）
福祉医療費受給資格者証 （ピンク色） をお持ちの方		☆『住所変更届』 電子申請ができます 二次元コードを読み取ってください ◎健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ ◎福祉医療費受給資格者証



☆の付いた手続きは鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。

裏面に続きます

対 象 者	担 当 課	『手続き名』・手続きに必要なもの
児童手当 ※子どもと別居の場合 を受給されている方	保健センター 1階 子ども課 子ども支援係 直通40-2286	☆『監護・生計同一申立書』または『消滅届』 ◎別居している子どものマイナンバー 担当：子ども支援係へご相談ください。
児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受給されている方		『住所変更届』 ◎児童扶養手当証書 ◎特別児童扶養手当は必要なものではありません。
保育所・幼稚園・認定こども園 を利用している方	保健センター 1階 子ども課 子ども福祉係 直通40-2385	『教育・保育給付認定変更届出書』 担当：子ども福祉係へご相談ください。
公立小中学校 の子の保護者	教育庁舎 2階 学校教育課 学校指導係 直通50-8212	『学校区変更がない場合、手続きは不要です。』 転居先住所の学校区でよい場合です。 『学校区の変更を希望する場合』（別紙参照） 学校区の変更は、担当：学校指導係へご相談ください。 ※来年度、新小学1年生・新中学1年生で、就学通知書をすでに受け取っている方は、担当：学校指導係へ申出ください。
障害福祉サービス を受けている方	福祉会館 1階 福祉課 障害福祉係 直通40-2384	『住所変更』 ◎マイナンバーカード
障害者手帳 （身体・知的・精神） を前住所地で交付されていた方		☆『住所変更』 ◎障害者手帳 ◎証明写真（精神手帳の場合） ◎マイナンバーカード
特別障害者手当等 心身障害者扶養共済年金 を受給・加入・管理している方		手続きが必要な場合がありますので、福祉課へご連絡ください。
自立支援医療 （更生・育成・精神通院医療） を受けている方		☆『住所変更』 ◎自立支援医療受給者証 ◎マイナンバーカード
介護保険被保険者証 をお持ちの方	福祉会館 2階 介護保険課 介護保険係 直通40-2292	『住所変更』 ◎介護保険被保険者証
藤岡市若年がん患者在宅療養支援 を受けている方	保健センター 2階 健康づくり課 健康増進係 直通40-2808	『申請内容の変更』 ◎藤岡市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更（中止）申請書
犬 を飼っている方	本庁舎 1階 環境課 生活保全係 直通40-2264	『特に手続きは不要です』 ※愛犬手帳の住所をご自身で書き換えてください。
市営住宅 にお住まいになる方	中庁舎 1階 建築課 住宅係 直通40-2326	『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。
上・下水道の使用を開始 される方	東庁舎 1階 経営課 料金担当 直通22-1951	『使用開始申し込み』 電話での受付も可能です。 土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。
上・下水道の使用を中止 される方		『使用中止の届出』 電話での受付も可能です。 なお、料金の精算が必要になります。 土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。